

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月3日
【会社名】	株式会社インティメート・マージャー
【英訳名】	Intimate Merger, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 築島 亮次
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目5番27号
【電話番号】	03-5797-7997（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 久田 康平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目5番27号
【電話番号】	03-5797-7997（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 久田 康平
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 375,700,000円 売出金額 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 70,200,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集260,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2019年10月2日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）39,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
- (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

第2 第三者割当等の概況

- 2 取得者の概況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	260,000(注)2.	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注)1. 2019年9月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2019年10月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2019年9月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	260,000	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注)1. 2019年9月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、2019年9月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注)2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

2019年10月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年10月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	260,000	512,720,000	277,472,000
計（総発行株式）	260,000	512,720,000	277,472,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,320円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は603,200,000円となります。
- 6．本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2019年10月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年10月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,445円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	260,000	<u>375,700,000</u>	<u>215,280,000</u>
計（総発行株式）	260,000	<u>375,700,000</u>	<u>215,280,000</u>

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．仮条件（1,700円～1,900円）の平均価格（1,800円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は468,000,000円となります。
- 6．本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2019年10月15日(火) 至 2019年10月18日(金)	未定 (注)4.	2019年10月23日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年10月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年10月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年10月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年10月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年9月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年10月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2019年10月4日から2019年10月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	1,445	未定 (注)3.	100	自 2019年10月15日(火) 至 2019年10月18日(金)	未定 (注)4.	2019年10月23日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,700円以上1,900円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年10月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,445円)及び2019年10月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年9月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2019年10月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2019年10月4日から2019年10月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,445円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年10月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地8		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	-	260,000	-

(注) 1. 2019年10月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年10月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	234,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年10月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	7,800	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,600	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	2,600	
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	2,600	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	2,600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	2,600	
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地8	2,600	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	2,600	
計	-	260,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2019年10月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
554,944,000	10,000,000	544,944,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,320円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
430,560,000	10,000,000	420,560,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,700円~1,900円)の平均価格(1,800円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額544,944千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限83,241千円と合わせた、手取概算額合計上限628,185千円については、2020年9月期に新規採用人員の教育採用費及び人件費に245,808千円、2021年9月期に新規採用人員の教育採用費及び人件費(427,546千円)の一部に充当する予定であります。

当社の提供するIM-DMPは、既に一定のデータ量を蓄積、分析および抽出が可能なシステムとなっており、細かな改修を除けば、大規模なシステム投資なしでIM-DMPをもとにした新規商品の展開が可能となっております。しかしながら、広告市場以外の多市場へのデータ活用を推進するにあたり、IM-DMP内のデータを用いた商品開発については、今後も人材投資と当該人材の教育費用が必要と考えてあります。そのため今後の収益拡大に向けて、多市場に向けた商品開発を行うための開発人員の増強、当該新商品を新たなマーケットへ販売するための法人営業人員の増強を、2020年9月期および2021年9月期の2期において予定しております。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額420,560千円及び「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限64,584千円と合わせた、手取概算額合計上限485,144千円については、2020年9月期に新規採用人員の教育採用費及び人件費に245,808千円、2021年9月期に新規採用人員の教育採用費及び人件費(427,546千円)の一部に充当する予定であります。

当社の提供するIM-DMPは、既に一定のデータ量を蓄積、分析および抽出が可能なシステムとなっており、細かな改修を除けば、大規模なシステム投資なしでIM-DMPをもとにした新規商品の展開が可能となっております。しかしながら、広告市場以外の多市場へのデータ活用を推進するにあたり、IM-DMP内のデータを用いた商品開発については、今後も人材投資と当該人材の教育費用が必要と考えてあります。そのため今後の収益拡大に向けて、多市場に向けた商品開発を行うための開発人員の増強、当該新商品を新たなマーケットへ販売するための法人営業人員の増強を、2020年9月期および2021年9月期の2期において予定しております。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	39,000	<u>90,480,000</u>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 39,000株
計(総売出株式)	-	39,000	<u>90,480,000</u>	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,320円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	39,000	<u>70,200,000</u>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 39,000株
計(総売出株式)	-	39,000	<u>70,200,000</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,700円~1,900円)の平均価格(1,800円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社フリークアウト・ホールディングス（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 39,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2019年11月20日（水）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年10月2日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年10月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社フリークアウト・ホールディングス（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式39,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 39,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,445円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2019年11月20日（水）

（注） 割当価格は、2019年10月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	MICイノベ ーション4号投 資事業有限責 任組合 無限責任組合 員 モバイル・イ ンターネット キャピタル株 式会社 代表取締役社 長 海老澤 観	東京都千代 田区霞が関 三丁目2番 5号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	2,571	299,973,996 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	SMBCベン チャーキャピ タル4号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 SMBCベン チャーキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 石橋 達史	東京都中央 区八重洲一 丁目3番4 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	858	100,108,008 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	アイビス新成 長投資事業組 合第5号 業務執行組合 員 株式会社アイ ビス・キャピ タル・パート ナーズ 代表取締役社 長 中條 喜一 郎	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	858	100,108,008 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	みずほ成長支 援第3号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 みずほキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 齊藤 肇 (現 代表取 締役社長 大 町 祐輔)	東京都千代 田区内幸町 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	857	99,991,332 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	永田 暁彦	東京都港区	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	2	233,352 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 3月29日	株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁目3番1号	特別利害関係者等(親会社、大株主上位10位)	株式会社新生銀行 代表取締役社長 工藤 英之	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	1,000	116,676,000 (116,676) (注)4.	所有者の事情による
2019年 6月14日	-	-	-	株式会社電通 代表取締役社長執行役員 山本 敏博	東京都港区東新橋一丁目8番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 6,000 A種優先株式 6,000	-	(注)5.
2019年 6月14日	-	-	-	YJ2号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役 堀 新一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 2,000 A種優先株式 2,000	-	(注)5.

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2016年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員

当社の大株主上位10名

当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、類似会社比準法により算出した価格に基づき、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 2019年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款変更が行われ、A種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

6. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	MICイノベ ーション4号投 資事業有限責 任組合 無限責任組合 員 モバイル・イ ンターネット キャピタル株 式会社 代表取締役社 長 海老澤 観	東京都千代 田区霞が関 三丁目2番 5号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	2,571	299,973,996 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	SMBCベン チャーキャピ タル4号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 SMBCベン チャーキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 石橋 達史	東京都中央 区八重洲一 丁目3番4 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	858	100,108,008 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	アイビス新成 長投資事業組 合第5号 業務執行組合 員 株式会社アイ ビス・キャピ タル・パート ナーズ 代表取締役社 長 中條 喜一 郎	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	858	100,108,008 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	みずほ成長支 援第3号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 みずほキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 齊藤 肇 (現 代表取 締役社長 大 町 祐輔)	東京都千代 田区内幸町 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10位)	857	99,991,332 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による
2018年 12月21日	株式会社フ リークアウ ト・ホール ディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁 目3番1号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10位)	永田 暁彦	東京都港区	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	2	233,352 (116,676) (注)4.	所有者の事 情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2019年 3月29日	株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区 六本木六丁目 3番1号	特別利害関係者等（親会社、大株主上位10位）	株式会社新生銀行 代表取締役社長 工藤 英之	東京都中央区 日本橋室町二丁目 4番3号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	1,000	116,676,000 (116,676) (注)4.	所有者の事情による
2019年 6月14日	-	-	-	株式会社電通 代表取締役社長 執行役員 山本 敏博	東京都港区 東新橋一丁目 8番1号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 6,000 A種優先株式 6,000	-	(注)5.
2019年 6月14日	-	-	-	YJ2号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役 堀 新一郎	東京都千代田区 紀尾井町1番3号	特別利害関係者等（大株主上位10位）	普通株式 2,000 A種優先株式 2,000	-	(注)5.

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2016年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員

当社の大株主上位10名

当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、類似会社比準法により算出した価格に基づき、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 2019年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款変更が行われ、A種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で投資契約書の規定に基づき当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、A種優先株式は普通株式と比較して残余財産の分配の点で権利内容が異なりますが、1株32,500円という発行価格は、新規上場を含む将来の一定時に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付することを企図し類似会社比準法により算出した価格であります。

6. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

2【取得者の概況】

(訂正前)

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社電通 代表取締役 社長執行役員 山本 敏博 資本金 74,609百万円	東京都港区東新橋一丁目 8番1号	広告代理店業	6,000	195,000,000 (32,500)	(注) 1.
YJ2号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会社 代表取締役 堀 新一郎 資本金 200百万円	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	投資事業組合	2,000	65,000,000 (32,500)	(注) 2.

(注) 1. 株式会社電通は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10位)となりました。また、当社と株式会社電通は、2016年7月20日付で業務提携契約書を締結しております。なお、当社と株式会社電通との間に人事関係はありません。

2. YJ2号投資事業組合は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10位)となりました。

3. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
築島 亮次	東京都港区	会社役員	10,810	45,942,500 (4,250)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
眞鍋 義人	千葉県流山市	会社員	54	229,500 (4,250)	当社従業員
村井 浩起	東京都豊島区	会社員	54	229,500 (4,250)	当社従業員

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失したものににつきましては、記載していません。

3. 村井浩起氏は、2019年6月14日付で当社取締役を選任されております。

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
久田 康平	静岡県三島市	会社役員	1,279	34,533,000 (27,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
神野 由梨	東京都世田谷区	会社員	54	1,458,000 (27,000)	当社従業員
鈴木 陽子	東京都墨田区	会社員	54	1,458,000 (27,000)	当社従業員

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐伯 朋嗣	東京都八王子市	会社員	480	16,320,000 (34,000)	当社従業員
白濱 隆男	東京都港区	会社員	480	16,320,000 (34,000)	当社従業員

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 佐伯朋嗣氏は、2019年6月14日付で当社取締役に選任されております。

(訂正後)

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
久田 康平	静岡県三島市	会社役員	1,279	34,533,000 (27,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
神野 由梨	東京都世田谷区	会社員	54	1,458,000 (27,000)	当社従業員
鈴木 陽子	東京都墨田区	会社員	54	1,458,000 (27,000)	当社従業員

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失したのものにつきましては、記載しておりません。

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐伯 朋嗣	東京都八王子市	会社員	480	16,320,000 (34,000)	当社従業員
白濱 隆男	東京都港区	会社員	480	16,320,000 (34,000)	当社従業員

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年6月14日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 佐伯朋嗣氏は、2019年6月14日付で当社取締役に選任されております。